

【様式】

政 務 活 動 一 覧

議員名：語堂正範

旅行期間	活動日時	活動先			政務活動の 内容	関連領収 書番号
		住所	活動先の名称	対応部局等		
8/18-19	終日	埼玉県、新潟県	埼玉県・新潟県 議会事務局	県議会議員 議会事務局等	拉致条例策定 に向けた調査	8-1

- ・交通費（JR等運賃、タクシー代、駐車場代）、宿泊費、会議等への参加費及び会議の開催経費（会場代、講師謝金等）に政務活動費を充当する場合に記載すること。
- ・移動日等も含め政務活動が複数日に渡る場合は、移動日等を含めた「旅行期間」と実際の政務活動を行った「活動日時」を記載すること。なお、旅行期間が1日である場合は、旅行期間欄は空欄とし、活動日時欄の時間は記載不要とする。
- ・県外及び国外での政務活動については、別途「活動報告（県外・国外）」を提出すること。

活動報告（県外・国外）

議員名：語堂正範

活動事項	拉致条例策定に向けた視察調査
活動年月日	2025年8月18日移動・視察調査・宿泊 8月19日視察調査
場所	埼玉県議会事務局（さいたま市浦和区高砂三丁目15-1） 新潟県議会事務局（新潟市中央区新光町4番地1）
活動の相手方	【埼玉県】 埼玉県議会自由民主党議員団 福祉部社会福祉課長 教育局人権教育課長 【新潟県】 新潟県議会 拉致問題室長 政策企画員
活動の目的	拉致条例が策定されている県に訪問し、条例制定までの経緯、効果などの調査
活動の内容	【埼玉県】 「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」制定の取組についての聞き取り調査 【新潟県】 「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」制定について ① 条例制定に至った経緯等 ② 新潟県における拉致問題に係る取組について聞き取り調査
活動の結果等	各県とも拉致問題に対する課題に認識は高く、条例を策定することによる効果を確認することが出来た。 被害者家族の高齢化が進み、問題解決まで一刻の猶予もないことに鑑みると、拉致問題等の早期解決を目指し、拉致問題等に関する条例制定は鳥取県でも必要とあらためて認識する結果となった。
関連領収書番号	8-1